

(12) いじめ・不登校などの事情に配慮した指定校変更〈2〉

千葉県千葉市

1 地域の概要

国勢調査によると、千葉市の総人口は増加の傾向にある。本市の児童数は昭和55年頃を、生徒数は昭和60年頃をピークに減少してきたが、近年は緩やかに増加している。

今後、市全体で児童生徒数が急増することは考えにくい。が、地区別に見ると、小規模校が多い地区と大規模校が多い地区が見られる。平成21年度現在、12学級以下の小規模校は小学校46校(38.8%)、中学校27校(48.2%)となっており、小規模校の大半は臨海部及び内陸部の大規模住宅団地に分布している。特に、臨海部にある美浜区の小学校は60%前後、中学校は80%前後が小規模校となっている。その一方で、幕張新都心や、鉄道沿線の大規模な住宅開発が行われている地域には、25学級以上の大規模校が集中している状況となっている。

2 指定校変更の許可内容

本市では、いじめ、人間関係、不登校などを理由に、保護者や本人から転校の希望があった場合、まず、学校や教育センター等の教育相談機関に相談しながら解決を図ることとしている。

本事例は、A中学校において友人関係のトラブルから不登校となった生徒について、学校と教育センターが連携して対応してきたにもかかわらず、不登校状態が解消しなかったため、小学校時代の友人が通うB中学校への1か月間の試行通学期間を持った上で、B中学校への指定校変更を認めたものである。

3 指定校変更を許可した背景及び対応等

(1) 不登校の背景

Xは、小学校時代はB中学校の学区に居住していたが、6年生の年度末に、A中学校の学区に転居したため、教育委員会が指定するA中学校へ入学した。A中学校入学後、新しい集団に馴染む努力は見られたが、転居先が元の住所と距離的に近かったため、B中学校に通う小学校時代の友人との交友も継続していた。2学年に進級し、クラス替え後の新しいクラスに溶け込めず、友達とうまく関わるができなくなっていった折、Xとクラスの生徒集団の間でトラブルが生じたことを契機に、11月末から教室に入ることができなくなった。12月からは自宅に引きこもるようになったが、本人はB中学校へ転校すれば登校できるようになると訴えるようになった。

(2) 学校の対応

学校は、2学年11月の学級集団とのトラブルに対して、その日のうちに保護者と面談するとともに、本人や友人に事実関係を確認した。12月に入って不登校状態となり、担任に転校を強く訴えるようになった。その後、保健室登校をするようになったが、教室には入れない状況が続いた。保健室登校中も、保護者と面談を継続したが、転校を希望するXと保護者の気持ちは変わらず、毎日のように担任に電話で転校を訴えるようになった。

教育委員会指導課からも、教育センター等への相談を助言し、Xと保護者は教育セ

ンターに定期的に通ってカウンセリングを受けたが、転校の他は考えられないという状況は変わらなかった。

学校長もXと保護者との数回の面談から、小学校時代の友人が通うB中学校へ指定校を変更した方がよいと判断したため、教育委員会学事課に、Xへの指導経緯の報告と、今後の進め方についての相談を寄せた。

(3) 教育委員会の対応

学校から、Xへの指導経緯の詳しい説明を受けた上で、Xと保護者、指導課と学事課で就学相談(面談)を行った。事情を考慮すると転校もやむを得ないとの判断から、試行通学制度を説明し、Xの意思を確認した。

試行通学制度とは、Xが転校先の中学校に適應できるかどうかを見定めるため、A中学校に学籍を置いたまま、期間を定めて通学させる制度であり、学事課から、B中学校に、Xの受け入れについて説明と協力依頼を行った。しかし、B中学校は生徒指導上の問題への対応中であり、現時点ではXを就学させる環境が整っていなかった。そこで、Xの自宅から通学に際しての交通機関が確保されているC中学校へ、受入れの協力依頼を行った。

Xは、C中学校に2週間、試行通学を行ったが、3日間しか登校できなかった。そこで、在籍のA中学校で保健室登校をしながら、学級への復帰を目指すこととなった。

3学年になり、Xと保護者から、やはりB中学校に転校したいと相談があった。学事課が、再度、B中学校に受入れについて協力依頼を行ったところ、B中学校においてもXの試行通学を受け入れられる環境が整ったため、1か月間試行通学を行うことになった。なお、試行通学期間中の通学時の安全については、保護者において責任を持つこととしており、このことについては保護者との面談の際に説明を行っている。

Xは、試行通学の期間、B中学校に無遅刻無欠席で通い、B中学校長も、転校が最善の方策ではないかと判断するに至った。B中学校長の転校受入れの内諾を得て、9月に学区外通学(指定校変更)申請と転出入の手続が行われ、Xは元気にB中学校に通うことができるようになった。

(4) 手続の流れ

いじめ、人間関係、不登校などを理由に転校の希望があった場合の手続の流れは以下のとおりである。

- ① 学校や教育センター等の教育相談機関に相談しながら解決を図る。
- ② 相談機関の対応では解決ができない場合、又は緊急を要する場合は、学校長が指導課に経緯や対応を報告・相談する。
- ③ 当該児童生徒・保護者と「就学相談」の面談を指導課と学事課で行い、不登校等の理由や転校の意思を確認する。
- ④ 転校の必要性があると判断した場合、受入れ候補校を学事課と指導課で協議し決定する。
- ⑤ 学事課が、受入れ候補校長に、当該児童生徒の状況についての説明と「試行通学」を依頼する。
- ⑥ 当該児童生徒が、受入れ校に2週間以上の「試行通学」をする。
- ⑦ 「試行通学」期間中の出席状況などから、試行通学実施校長の意見をもとに、教育委員会が転校を承認し、学区外通学申請により就学校を変更する。

(5) 審査基準

指定校の変更は、試行通学の状況（①出席状況、②学習状況、③友人関係、④生活態度等）と、試行通学実施校の校長の意見を参考に、学校に適應できるかどうかを教育委員会が判断して決定するものである。試行通学の状況は、具体的には、以下により確認している。

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ①出席状況 | 無遅刻無欠席、または概ね8割以上（欠席2～3日）の出席ができたか |
| ②学習状況 | 提出物や課題への取り組み状況が良好で、学習に意欲的に取り組んだか |
| ③友人関係 | トラブルを起こさないなど、友達と仲良く過ごせたか |
| ④生活態度 | 頭髪や服装、持ち物など学校の規則を守れたか |

学校に適應できると教育委員会が判断した後、「校長の意見書または市教育センターの副申書」を添付の上、学区外通学申請により就学校を変更する。

4 指定校変更許可の実績及び課題

いじめ・不登校による指定校変更事例は、下表のとおりであり、学校の早期対応や、教育センターなど専門機関における相談体制の整備により、年々減少傾向にある。転校による環境変化は、児童生徒に大きな負担を強いることから、どうしても解決が図られない場合や緊急性を要する場合の解決策として、「試行通学」を実施の上で決定されている。

この「試行通学」実施候補校については、通学距離・学校規模・児童生徒の実情などを考慮して選定しなくてはならないため、本人・保護者の希望する学校と必ずしも一致しないことがあり、それが課題となっている。

＜いじめ、不登校、人間関係等での相談後転校した児童生徒数＞

| 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 21人 | 21人 | 19人 | 14人 |

(平成21年10月1日現在)

5 評価等

本市では、いじめ等の事由で学区外通学申請による指定校変更（転校）を行う場合、緊急性のある時を除いて、指定校変更の手続の前に「試行通学」を実施し、児童生徒が学校に適應できるかどうかの観察期間を設けることとしている。このことについては、校長はもちろん、保護者からも一定の評価を得ている。

また、受入れ候補校の選定については、教育委員会が、受入れ側の学校の実情を十分考慮した上ですすめているが、それに対して、学校側からも評価を得ている。

—— 本事例の問い合わせ先 ——
千葉県教育委員会 学校教育部学事課
TEL 043-245-5927